令和７年度

大島児童相談所一時保護施設第三者評価受審結果報告書

一般社団法人あいおらいと

1　業務日程

履 行 場 所	
業務実施日	（１）説明会　　令和７年　８月２２日（金） （２）訪問調査　令和７年１０月２７日（月）２８日（火） （３）報告会　　令和７年１０月２９日（水）

2　訪問調査　令和７年１０月２７日（月）２８日（火）

１日目　１０月２７日（月）

10：00 ～ 10：45	当日の流れ 一時保護所の見学
10：45 ～ 12：00	評価項目についての聴き取り
12：00 ～ 13：00	休憩
13：00 ～ 16：00	評価項目についての聴き取り
16：00 ～ 17：00	まとめ
17：00 ～ 18：00	引継ぎへ参加

２日目　１０月２８日（火）

8：30 ～　8：45	引継ぎへ参加
9：00 ～ 11：00	評価項目についての聴き取り
11：00 ～ 11：30	職員の聴き取り　経験の浅い職員　ベテラン職員
11：30 ～ 12：00	まとめ　　今後の確認

3　職員

［正規職員］ ・一時保護係長　　１名（兼務） ・児童指導員　　４名	［会計年度職員］ ・生活指導員　　７名 ・夜間指導員　　４名（生活指導員兼務）

4　評価基準

令和６年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護施設の第三者評価に関する調査研究」（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティングの報告書）に報告されている第三者評価基準（案）を基本とする。

5　評価ランク

評価ランク	評　価　基　準
S	・　優れた取組みが実施されている ・　他の児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
A	・　適切に実施されている ・　よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	・　やや適切さにかける ・　「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	・　適切ではない、または実施されていない ・　「A」以上の取組みとなることを期待する状態

総評

＜評価の高い点＞

１　こどもに寄り添う支援

鹿児島県大島児童相談所の一時保護施設は児童相談所の建物の２階に設置され、定員６名で運営される明るく開放的な一時保護施設です。一時保護開始時には、こどもに説明する内容を事前に整理して、年齢に応じて分かりやすく説明したり、一時保護期間中は、こどもの不安や意向を聴いたりしながらこどもに寄り添うなど、一時保護施設の環境を十分に活かして、こどもへの丁寧な支援が行われていることは評価できます。

２　児童相談所全体のチームワーク

毎朝の引継ぎには相談部門の児童福祉司や児童心理司も参加し、一時保護施設でのこどもの様子を共有しています。また、相談部門の情報は、相談課長が一時保護施設を兼務していることもあって、こどもの支援に関係する新たな情報はその都度、一時保護施設のこどもの支援に反映されていることは評価できます。

３　基本的生活習慣と生活スキルの支援

一時保護児童のうち、学齢児は掃除当番等を職員と一緒に行い、基本的生活習慣の獲得や達成感や自己肯定感につながるようにしています。さらに、生活のスキル支援や食事マナーなどは、職員が手本となりこどもに分かるように支援しています。

＜今後に期待する点＞

１　職員の専門性

一時保護施設には、被虐待、非行、家庭内暴力等、さまざまな背景や特徴を持つこどもが入所してくることから、職員には高度な専門性と支援技術が求められます。こどもの直接支援にあたる職員については、保育士や児童指導員などの任用要件を満たす職員が配置される必要があることから、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に基づいた職員配置を進めるとともに、職員の専門性の確保と向上に向けた研修の実施や職員育成のための体制の充実が望まれます。

２　学習支援の充実

現在、学習支援員が配置されておらず、一時保護施設での学習支援は保護者や学校から教材の提供を受けて、一時保護設施設の職員が工夫しながら行っています。今後は、こどもの学習保障の観点から、学習支援員の配置や学習塾等と委託契約を結ぶなどして、学習支援を充実させることが必要です。

３　職員体制の充実

一時保護施設の管理者は、児童相談所の相談課長が一時保護係長として兼務し、毎週１日は一時保護施設に勤務しています。そのため、児童通告や緊急事案発生時の対応が十分にできない時があるほか、相談部門職員のスーパーバイズが適時適切にできない状況も見受けられることから、早急に一時保護施設に専任の管理者の配置が望まれます。

結果

第１部　こども本位の支援	
１．一時保護施設の理念・基本方針	
[No.1] 一時保護の目的に即した理念･基本方針としているか	B
[No.2] こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感･安心感･信頼感を持てる養育･支援を行っているか	A
[No.3] 相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	A
[No.4] こどものエンパワメントにつながる養育･支援を行っているか	A
[No.5] 個別支援を適切に行っているか	A
2. こどもの権利･こどもの意向の尊重	
[No.6] こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか	A
[No.7] こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	B
[No.8] こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	B
[No.9] 保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか	A
[No.10] 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか	A
[No.11] 保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
[No.12] こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか	A
[No.13] こどもの援助指針（援助方針）等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	A
[No.14] 一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか	S
3. 一時保護施設における権利制限	
[No.15] 通信、面会等に関する制限は適切か	A
[No.16] 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	B
[No.17] 個別対応は適切に行っているか	A
[No.18] 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	A
4. 入所しているこどもの権利擁護･権利侵害防止	
[No.19] 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
[No.20] こども同士での権利侵害（暴力･暴言･いじめ･差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
[No.21] 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	該当なし
[No.22] 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	該当なし
第2部 一時保護施設の環境･運営体制	
1. 一時保護施設の環境	
[No.23] 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	B
[No.24] 一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	A
2. 職員体制･職場環境	
[No.25] 管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	B
[No.26] 一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	B
[No.27] 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	B
[No.28] 職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	B
[No.29] 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	A

3. 情報共有・関係者間連携	
[No.30] 一時保護施設全体がチームとして運営できているか	A
[No.31] 児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	A
[No.32] 情報管理を適切に行っているか	A
[No.33] ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか	B
4. 関係機関との連携	
[No.34] 医療機関と適切に連携しているか	A
[No.35] 警察等と適切に連携しているか	A
第3部 一時保護施設における支援	
1. 一時保護施設の運営	
[No.36] 緊急保護を適切に行っているか	A
[No.37] 一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	A
[No.38] レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	S
[No.39] 食事を適切に提供しているか	A
[No.40] こどもの入浴は適切か	A
[No.41] こどもの衣服を適切に提供しているか	A
[No.42] こどもの睡眠は適切か	A
[No.43] こどもの健康管理を適切に行っているか	A
[No.44] こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	B
[No.45] 無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか	A
[No.46] 未就学児に対して適切な保育を行っているか	A
2. アセスメント・支援方針	
[No.47] こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	A
[No.48] 一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	A
[No.49] 行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	A
[No.50] 行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	A
[No.51] 総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	A
[No.52] 一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか	A
[No.53] 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	A
3. 一人ひとりの特性や課題等への対応　（特別な配慮）	
[No.54] こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	A
[No.55] 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	A
[No.56] 重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	C
[No.57] 障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	A
[No.58] 健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	A
4. 一時保護施設からの退所に向けた支援	

[No.59] 一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか	A
[No.60] 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	A
第4部 一時保護施設の管理運営	
1. 安全管理	
[No.61] 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか	A
[No.62] こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
[No.63] 災害発生時の対応は明確になっているか	A
[No.64] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
[No.65] 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	A
2. 施設運営計画	
[No.66] 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	B
[No.67] 一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	B